

令和元年第 1 1 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第11回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和元年11月25日(月)午後1時30分から午後2時50分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 携帯電話基地局事業計画書について
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和元年11月事業報告について
 2. 令和元年12月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	菊地 和則
主 事	佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和元年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、これより第11回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

きょうの出席委員は16名全員でありますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。9番佐々木裕一委員、10番遊佐恭一委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは、報告事項1番に入ります。

農家相談日について、11月5日と11月20日に農家相談を行っておりますので、最初に11月5日担当の委員より報告願います。

我妻卓美委員

11月5日、会長室で、伊藤会長、大崎幸信委員、そして私、我妻が担当いたしました。相談者はありませんでした。

議長

ありがとうございました。続きまして11月20日担当の委員より報告願います。

古内世紀委員

それでは報告いたします。

11月20日、会長室にて、遠見職務代理、それから久道雄悦委員、そして私、古内の3名で相談を受けました。

相談件数は4件です。

1件目は、 地区の さんという方からの相談です。内容は、兄の が今年の9月に亡くなられ、その方の相続人が自分一人だけであるということで、その さんが所有していた宅地と田畑を相続することになったとのことで相談に見えられました。ただいくつか気になることがあり、宅地の南側にある土地が所有地としての畑なのか、或いは借地なのか、わからず、もし所有地ならば、売るか貸すかしたいとのこと。ご自分では耕作出来ず、もし所有地だったとしても今後も利用しないので、そのところを調べてほしいとのことでした。事務局に調べてもらったところ、畑であるということがわかりましたが、 さん名義の土地ではないことが判明しましたので、それを伝えました。 さん名義の畑は 字 地内にあるということも伝えました。田んぼについては、これまで基盤法に基づいて賃借権を設定し、 地区の さんに耕作してもらっていたので、引き続きその方に耕作をお願いしたいがどうか、という相談もあり、いまのままでも大丈夫なので、なおさら農業委員会から さんに話は通しておくということにしました。それから、 字 地内にある畑について誰かに売りたいということでしたが、畑だとなかなか買い手がつきにくいけれども、農業委員会として一応探しはみますが、 さんも誰か借りる人がいるかどうか探してみてくださいということをお伝えしました。なお、農業委員会には農地法第3条による相続の更届は出していただくこととなりますということもお伝えしました。

2件目は、 地区の にお住まいの さんという方で、自身も高齢になったので所有する田3筆を誰かに売りたいということで総高に見えられました。現在、 さんが作付けしていますので、 さんに買う意向があるか確認してみてもどうかと助言しました。

3件目は、 地区の さんという方で、相談内容は、父も祖母も病気になる、自分も耕作できないので、所有する田んぼ、2筆を売るか貸すかしたいが、誰かいい人いないでしょうかとのことで相談に見えられました。ただし、この田んぼは20年以上耕作をしていないために荒廃しており、また農業機械が入れるための道路もないので、そういう条件の悪い土地であるとのことでした。方法としては、隣接する農地の所有者で借りてもよいという方がいないかどうかをさがしてみるか、近くに農業委員がいますので、一度相談してみてもどうかと助言しました。

4件目は、 地区の さんという方で、おじの さんから

田んぼを借りて耕作しているが、農地法第3条に基づく賃借権設定により、令和5年まで借用しているが高齢なので、息子に生前贈与または相続したいがどちらのほうがいいのだろうか、と相談を持ちかけられたので。本日相談に見えられたとのこと。税金面で比較した場合、贈与の方がおそらく高いと思われるので、無理して贈与をせず、相続のほうがよいのではないかと回答しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、携帯電話基地局事業計画書について、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、携帯電話基地局事業計画書について報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

ただいま利用権設定の合意解約による通知について、事務局より説明がありました。何か不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、農用地利用集積計画書審議について、議案番号309番を除いた20議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

8番佐々木幸一郎委員。

佐々木幸一郎委員 8番佐々木幸一郎です。

今回の議案の中に、現在又貸ししているような農地が見受けられますが、事務局では把握された上で、受け付けされているのでしょうか。お伺いいた

します。

議長

事務局、回答願います。

事務局

8番佐々木幸一郎委員の質問にお答えいたします。

農用地利用集積計画は法律や制度運用上は、賃借人は又貸しは出来ないことになっています。しかし、ごく希ですが作業の一部を委託しているケースはあります。今回ご質問の、又貸ししているような農地が見受けられるが、とのことですが、事務局としては、作業の一部を委託しているとの確認をしていますので、受け付けいたしました。

以上でございます。

議長

8番佐々木幸一郎委員、よろしいですか。

佐々木幸一郎委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号309番を除いた20議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号309番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、6番久道雄悦委員の退席を求めます

議長

休憩いたします。(14:09)

議長

再開いたします。(14:10)

議長 休憩前に引き続き、議案番号309番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
賛成の方の挙手を求めます

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(14:10)

議長 再開いたします。(14:11)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、21議案全て賛成ですので、原案のとおり許可といたし、町長に報告いたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、6議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

7番大友重善委員。

大友重善委員 7番大友重善です。

議案番号74番から77番ですけれども、この さんの同一家族である、おそらく息子さんの さんだと思うのですが、それで、今までですと使用貸借権で後継者に農地を委託すると農地法第3条の手続きだったはずですが、農地中間管理機構を通した場合、家族内で利用権設定がで

きるのか、確認します。本当にこのような受け付けはいいのか、是非とも回答ねがいます。

議長 事務局、回答願います。

事務局 7番大友重善委員の質問にお答えします。
第3号議案は農地中間管理事業の受け手だけが変わるというものです。変更になるのは賃借人だけで、賃貸人は変わりません。要するに、これまで
さんが受けていたのを息子の さんに変わるというだけの
ものなので、農地法第3条の使用貸借権設定とは別ものでございます。

議長 休憩いたします。(14:19)

議長 再開いたします。(14:21)

議長 7番大友重善委員、よろしいですか。

大友重善委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長 そのほか質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進
達いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意
見決定についてを議題といたします。

また、11月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

久道雄悦委員

農地調査委員会は、今月から古内委員と委員長である私久道の2名が担当し、遠見会長職務代理者、事務局から佐藤主事の計4名で、11月14日に現地調査を行いました。

番号14について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は携帯電話基地局建設のための資材置き場建設です。農地区分については、農用地区域内の農地ですが、一時転用は例外的に許可することができる要件に該当しますので、特に問題はなく、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

7番大友重善委員。

大友重善委員

細かいことですが、一番最初の報告事項の地番とこの地番、同じ場所だと思いますが、訂正したほうがよろしいと思います。

休憩いたします。(14:25)

議長

再開いたします。(14:27)

議長

事務局、説明願います。

議長

事務局

それでは、7番大友重善委員のご質問にお答えします。

2ページの事業計画書との絡みもございまして、今申請書類の原本を確認しましたところ、23ページの「字 45番」が正しい地番で、報告事項にありました2ページの「14番」のほうが誤りでした。申しわけございませんでした。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 9 番

署名委員 10 番